

救命救急センター運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における救急医療対策の一環として、学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「聖マリアンナ医科大学」という。）が行う救命救急センター運営事業（以下「運営事業」という。）に対し補助金を交付し、もって重篤な救急患者の救命医療の確保を図ることを目的とする。

(補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う事業とし、次の各号に掲げる救命救急センターの運営に必要な経費とする。

- (1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費及び法定福利費等をいう。）
- (2) 材料費（医薬品費、診療材料費及び医療消耗品費等をいう。）
- (3) その他の費用（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、研修費及び研究費等をいう。）

(補助金の算出方法)

第3条 補助事業に係る補助金の交付限度額（以下「交付基準額」という。）を58,841,000円として、交付基準額と次の各号に掲げる額のいずれか低い額をもって補助金の額とする。

- (1) 第2条に規定する補助の対象となる経費に係る実支出額
- (2) 補助事業に要した費用の総額から診療収入その他の補助事業に伴う収入を控除した額

(交付の申請)

第4条 聖マリアンナ医科大学は、補助金の交付を受けようとするときは、救命救急センター運営費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の交付額（以下「交付決定額」という。）を決定したときは、救命救急センター運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、救命救急センター運営費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

(優先発注)

第6条 聖マリアンナ医科大学は、第5条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平

成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号) 第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。) により入札を行い、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

- (1) 1 件の契約金額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認める条件

2 聖マリアンナ医科大学は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(交付の条件)

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

- (1) 救命救急センターは、本市における重篤な救急患者（以下「患者」という。）の診療を担当した医師又は川崎市消防局警防部指令課が管掌する指令センター等から要請された患者の救命医療にあたるものとする。
- (2) 救命救急センターは、前号に掲げる要請に応じるため、救命医療を終えた患者は、速やかに聖マリアンナ医科大学総合病院本館もしくは別館、又は当該患者の救命医療を要請した医師が所属する病院その他の医療施設へ送院し、新規の患者の入院治療に備えられていなければならない。
- (3) 救命救急センターは、第 1 号に掲げる要請に常時対応するために必要な職員が配置されていなければならない。
- (4) 聖マリアンナ医科大学は、前三号に掲げるもののほか、適切な救命救急センターに係る運営体制を整えて、信義誠実をもって患者の救命医療にあたらなければならない。

(交付の方法)

第 8 条 市長は、第 5 条第 2 項の規定による通知の後、概算交付するものとする。ただし、分割して概算交付することもできる。

(変更の承諾等)

第 9 条 聖マリアンナ医科大学は、次の各号の一に該当する場合は、救命救急センター運営事業変更（中止・廃止）承認申請書（第 4 号様式）により速やかに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は第 4 条に規定する申請書の記載事項を変更しようとするとき。
(軽微な事項であると市長が認めるものを除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 聖マリアンナ医科大学は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に届け

出て、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、聖マリアンナ医科大学から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第11条 聖マリアンナ医科大学は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に、救命救急センター運営事業実績報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事、物品調達及び委託に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第6条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき第3条に規定する算出方法により算出した額と第5条第2項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額（以下「交付確定額」という。）を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付確定額を確定したときは、救命救急センター運営費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、聖マリアンナ医科大学が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したとき、又は第6条若しくは第11条の規定に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返 還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定による交付確定額を超えて既に補助金が交付されているときは、当該交付確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理)

第15条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並び

に当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和56年1月9日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式

救命救急センター運営費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名
所在地
代表者氏名

年度救命救急センター運営費補助金を交付されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付申請額

金 円

2 添付書類

第2号様式

救命救急センター運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度救命救急センター運営費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 補助金の交付額

金 円

2 補助条件

第3号様式

救命救急センター運営費補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号
所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度救命救急センター運営費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 補助金は交付しない
- 2 理由

第4号様式

救命救急センター運営事業変更
(中止・廃止)承認申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名
所在地
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を申請した 年度救命救急センター運営事業について、次のとおり承認されるよう申請します。

- 1 内容
- 2 理由

第5号様式

救命救急センター運営事業補助金実績報告書

第 号
年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名
所在地
代表者氏名

年 月 日付け 川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定を受けた 年度救命救急センター運営事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

第6号様式

救命救急センター運営費補助金交付確定通知書

文 書 番 号

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で報告のあった 年度救命救急センター運営費補助金については、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

1 補助金の交付確定額

金 円